

(別紙 3-1) 削除

ぶり (令和 7 年 3 月 7 日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙 1 へ規定。)

(別紙 3-2)

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-3)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量水準を維持することを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 5)

第 1 水産資源

こういか福岡県海域（筑前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 6)

第 1 水産資源

あわび類福岡県海域（筑前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 7)

第 1 水産資源

はまぐり福岡県海域（筑前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－8)

第 1 水産資源

まだこ福岡県海域（筑前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－9)

第 1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－10)

第 1 水産資源

はも福岡県海域（豊前海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－11)

第 1 水産資源

がざみ福岡県海域（有明海）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし